



長野県告示第362号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年6月29日

長野県知事 阿部 守一

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字一の宮16191番1、16192番1、16192番2、16193番1、16193番2、16335番1及び16335番3

産業立地・経営支援課

長野県告示第363号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7581の7（次の図に示す部分に限る。）、7075の11、7075の12、7076の2、7079、7081、7082の1、7082の2、7086の2、7564の1、7564の2、7565の1、7565の2、7565の4、7565の5、7581の9、7581の10、7581の12、7581の13、7581の16、7645の36、7645の38、7645の39

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第364号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村大草7282の76・7282の83・7282の85（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、7282の84（国有林）、7282の73（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年6月29日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・5・70号豊野北線

長野都市計画道路 3・5・90号豊野駅前線

2 都市計画を定める土地の区域

長野都市計画道路 3・5・70号豊野北線

昭和56年長野県告示第837号の土地の区域のうち、長野市豊野町豊野字上神代の一部を変更する。

長野都市計画道路 3・5・90号豊野駅前線

長野市豊野町豊野字上神代及び字中尾の各一部を追加する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野市役所

都市・まちづくり課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年7月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月29日

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 142号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市伴野字西裏973番の1地先から佐久市根岸字あらや115番の1地先まで	旧	m 20.0～39.0	km 0.7943
同上	新	m 20.0～42.0	km 0.7943

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年7月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月29日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

1 道路の種類 県道

2 路線名 中津川南木曽線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町吾妻1637番の13地先から木曽郡南木曽町吾妻1637番の85地先まで	旧	m 5.6~27.8	km 0.1820
同上	新	m 10.8~47.3	km 0.1820

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年7月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月29日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 道路の種類 県道

2 路線名 下奈良本豊科線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市赤怒田字久保田652番1地先から	旧	m 6.0~18.0	km 0.6679
松本市七嵐字滝沢283番2地先まで			
同上	新	m 6.0~18.0 10.5~31.0	km 0.6679 0.7000

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年7月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月29日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

1 路線名 142号

2 供用を開始する区間

佐久市伴野字西裏973番の1地先から

佐久市根岸字あらや115番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年6月29日

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年7月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月29日

長野県木曽建設事務所長 市岡 進

1 路線名 中津川南木曽線

2 供用を開始する区間

木曽郡南木曽町吾妻1637番の13地先から

木曽郡南木曽町吾妻1637番の85地先まで

3 供用を開始する期日 平成29年6月29日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年7月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月29日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 道路の種類 県道

2 路線名 下奈良本豊科線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市赤怒田字久保田652番1地先	旧	m 6.0~18.0	km 0.6679
松本市七嵐字滝沢283番2地先まで			

道路管理課